

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年7月2日)

[件名]

- 1 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[第2次改訂版]
の策定について (危機管理政策課) … 1
- 2 海拔表示板等の設置に係るデザインの統一について
(危機管理政策課) … 3
- 3 原子力発電所の安全対策に関する他県等との取組について
(危機対策・情報課) … 8
- 4 島根原子力発電所の耐震性安全性評価における地震動評価等について
(危機対策・情報課) … 12
- 5 台風4号による大雨の被害状況について (危機対策・情報課) … 14
- 6 「鳥取型防災教育の手引き(暫定版)」の作成について
(消防防災課) … 15

危機管理局

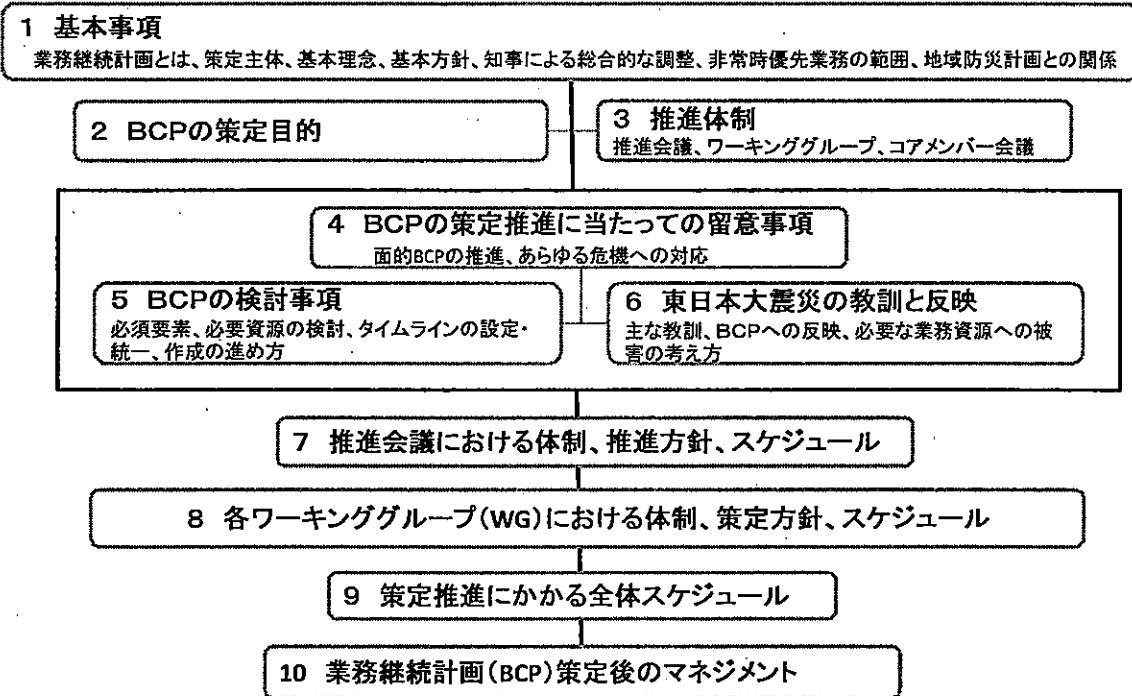
鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針 [第2次改訂版]の策定について

平成24年7月2日
危機管理政策課

県、市町村、企業、医療・福祉施設の各主体が、実効性ある業務継続計画を策定し、災害に強い鳥取県を実現するため、オール鳥取県として取り組むべき方針を県内関係主体で共有するとともに、各主体が計画策定するうえで留意すべき事項を示すため、「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針[第2次改訂版]」を策定しました。

1 基本指針の概要

(1) 基本指針の構成



(2) 基本指針のポイント

計画策定主体	県庁、市町村、企業、医療・福祉施設
基本理念	災害時における早期復旧・復興のため、各計画策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。
業務継続の基本方針	<p>各計画策定主体は、災害発生時に次の方針に基づき業務を継続・早期復旧させる。</p> <p>【基本方針①】 人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。</p> <p>【基本方針②】 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。</p> <p>【基本方針③】 通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。</p>
知事による総合的な調整	被害が広域にわたり、県内他地域、他県、更には国などに応援を求めなければならない場合は、「オール鳥取県」での最適化を図るため、優先順位を付けながら、知事が総合的に調整する。

計画の必須要素	<p>各計画策定主体が作成する計画は、次の要素を網羅することを必須とする。</p> <p>①自らが重大な被害を受け、資源（リソース）制約が発生することを認識し、重要業務を選定して対応する。</p> <p>②重要業務の継続・実施に関して、時間・水準の実施目標を設定すること。</p> <p>③業務プロセスを分析して、制約要因の改善策を見出すアプローチを行うこと。</p> <p>④事前対策、災害発生後の対応、平常時の維持管理、継続的な見直しの要素の全てを含むこと。</p>
東日本大震災の主な教訓を反映	<p>【計画への反映】</p> <p>①代替拠点を離れた場所を持つ、代替の取引先も複数持つなど、代替確保の戦略を含ませる。</p> <p>②現地復旧のみの戦略でなく、現地復旧が不可能な被害も想定する。</p> <p>③自治体の場合、災害時の業務負荷が急激に増大する一方、職員の相当数が欠ける事態があることを踏まえ、他の自治体等からの応援による人員確保、支援物資確保を積極的に検討する。</p>
鳥取県版業務継続計画の統一事項	<p>鳥取県版BCPは、オール鳥取県体制で一体的に、地域の事業を継続させていくものとするため、各策定主体は以下の事項を共通事項として計画策定に取り組む。</p> <p>【時間区分（タイムライン）の統一】</p> <p>迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、時間区分を意識した計画とし、タイムラインを統一させる。このことは、発災後県、市町村等がそれぞれの時間・期間区分において、どのような業務を実施しているのか、又は実施すべきことなどが明らかになっているため、相互応援等の検討に有効である。</p> <p>【業務資源（リソース）被害に基づく検討】</p> <p>東日本大震災において課題となった想定を上回る被害を踏まえたBCPを構築するため、災害（危機）による被害については、業務資源（リソース）に着目して考える。</p> <p>非常時優先業務に必要な業務資源（リソース）について、まずは、その資源が使用不能となった場合の代替手段や対応の検討から始め、早期復旧や被害を軽減するための対策を検討する。</p>

2 取組経過

平成23年

8月30日

第1回推進会議でオール鳥取県で取り組むことへの認識を共有

9月～11月

県庁関係課で構成されるコアメンバーにおいて、基本指針（暫定版）作成

11月19日

第2回推進会議で基本指針（暫定版）を検討。基本指針は暫定として運用

11月～12月

事務局において、第2回推進会議での委員からの意見等を踏まえ、基本指針（暫定版）を修正

平成24年

1月～3月

県庁関係課で構成されるコアメンバーにおける修正、アドバイザーからの助言などを踏まえ、内容を第2次改訂版として見直し。

4月24日

第3回推進会議で基本指針（第2次改訂版）を検討

5月～6月

推進会議委員からの意見、アドバイザーからの助言を踏まえた内容に修正

6月18日

推進会議委員へ指針内容を照会(6/12)し、全委員了承。内容確定

3 今後の予定等

基本指針については、県庁関係課を通じた各計画策定主体への周知、県政記者室・ホームページ等による広報、各種会議・研修会・イベント等での説明を実施。

各分野の策定主体は、当指針を基本とし、各ワーキンググループが示す計画モデルなどにより、計画策定作業に取り組む。

海拔表示板等の設置に係るデザインの統一について
(常任委員会からの防災対策に対する提言書(平成24年5月)への対応)

平成24年7月2日

危機管理政策課

1 概要

津波対策事業として今後沿岸市町村が設置を予定している、海拔表示板等の避難に関する表示デザインについて、沿岸市町村の意見を集約した上で、別添のとおり沿岸市町村にデザイン例に関する通知を行った。沿岸市町村においては、同デザイン例を参考に、地域の実情を勘案した上で表示板の様式等を決定し設置される予定。

2 沿岸市町村との協議・検討等の状況

- ① 市町村にデザイン統一について意向確認 (5月中旬)
⇒回答のあった6市町村から統一案を示して欲しいとの意向(無回答3町)
- ② 沿岸市町村との意見交換会 (H24.5.22)
■協議内容: 県の関わり方、デザイン案について等
※市町村等消防防災・危機管理担当課長及び県民局長(危機管理参事監)会議終了後に実施
- ③ デザイン案について沿岸市町村へ意見照会 (H24.5.25)
⇒浜田市のデザインをベースにした案を提示 ⇒ 市町村からの修正意見を反映し確定
- ④ 沿岸市町村にデザイン例に関する通知を发出 (H24.6.8)

3 市町村のデザイン検討状況

鳥取市	デザイン例を一部変更して設置予定(津波注意の文字と記号の表記を検討中)。(設置箇所数は現在検討中)※一時避難場所に表示板を新設及び既設表示板に海拔表示を取付予定。
米子市	デザイン例を一部変更(変更箇所は検討中)した上で設置予定(電柱300~400箇所、公民館・小学校等100箇所)。※皆生温泉に津波避難ビルの表示板も設置予定。(約20箇所)
境港市	津波避難ビル表示板(81箇所)と観光客等向けの避難所案内表示板(5箇所)を設置予定。デザインについては検討中。※海拔表示については未定
岩美町	デザイン例を一部変更(津波注意を削除)して設置予定。(約100箇所)
湯梨浜町	デザイン例を一部変更(外国語表記を削除)して設置予定。(約100箇所) ※地域に出向き意見集約を行う予定。
北栄町	デザイン例のとおり設置予定。(約80箇所)
琴浦町	H23年度から独自のデザインにより標高表示板を設置しているが、今年度のデザインについては検討中。(H24は25箇所設置予定)
大山町	デザイン例を基本として設置予定。(50箇所)
日吉津村	デザイン例を基本として設置予定。(約30箇所)

鳥	取	市	危	機	管	理	課	長	}	様
米	子	市	防	災	安	全	課	長		
境	港	市	自	治	防	災	課	長		
岩	美	町	総	務	務	課	長			
湯	梨	浜	町	総	務	課	長			
北	栄	町	総	務	課	長				
琴	浦	町	総	務	課	長				
大	山	町	総	務	課	長				
日	吉	津	村	総	務	課	長			

鳥取県危機管理局危機管理政策課長
(公印省略)

海拔表示板等の設置に係るデザイン例について (通知)

本県の危機管理行政には、日頃御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、津波避難対策事業として、海拔表示板等を設置する際のデザインについては、関係市町村において協議、意見集約等が行われたところですが、その結果を別添デザイン例のとおりとりまとめました。

については、今後設置予定の市町村におかれては、参考としていただきますようお願いいたします。

(担当) 川崎

電 話 0857 (26) 7584

ファクシミリ 0857 (26) 8139

電子メール kawasaki-y@pref.tottori.jp

鳥取県における津波避難に関する表示例 (浜田市のデザインを参考)

※このデザイン例は、沿岸市町村において協議された内容を県においてとりまとめたものである。
なお、設置市町村においては、地域の実情を勘案の上、適宜加筆・修正して、適切な表示を行うものとする。



◆大きさ：縦450mm、横300mm

◆反射文字：津波に関する図記号、津波注意、海拔数値（5.5m）は、反射文字を基本とする。

◆その他の文字：シルク印刷を基本とする。

<デザインの項目>

① 標高表示の内容

水準点を基準に測定するなど、精度に信頼性のある方法で把握した表示地点の高さである「標高」を「海拔」と表記する。

なお、標高の単位はメートルで、小数点以下第1位まで表示することとし、単位の表記は「m」とする。

② 色彩

津波注意と海拔数値は、注意喚起色である赤色とし、下地は白色とする。

③ 外国語の併記

外国人に配慮し、「海拔」を韓国語、中国語、英語で表記する。

④ 設置者の記載

設置者を記載する。「例：〇〇市」

⑤ 津波記号の記載

消防庁提案の「津波に関する統一標識」であり、国際標準化（ISO）によって国際規格として制定されている「津波注意」等の図記号を表示する。

※図記号は、津波浸水想定区域や周辺、浸水区域外で浸水の可能性の低い箇所、津波避難ビル、避難場所等、設置場所の状況を勘案し、「津波注意」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の表示を適切に行うこととする。

⑥ 夜間における視認性確保

夜間でも確認できるよう、津波に関する図記号、津波注意の文字、海拔数値、m等、特に注意喚起を要する文字は反射シート等による表示を標準とする。

<津波に関する図記号>

●津波注意

- ・図記号の意味

地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。

- ・図記号の目的

当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時には直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。



●津波避難場所

- ・図記号の意味

津波に対して安全な避難場所・高台を示す。

- ・図記号の目的

津波からの避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。



●津波避難ビル

- ・図記号の意味

津波に対して安全な避難ビルを示す。

- ・図記号の目的

津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造3階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。



原子力発電所の安全対策に関する他県等との取組について
(常任委員会からの原子力防災に関する提言書(平成24年5月)への対応)

平成24年7月2日

危機対策・情報課

県では、原子力安全対策について全庁的に取り組むとともに、これまで中国地方知事会、関西広域連合、全国知事会、県単独等で要望活動を行ってきた。このようななかで、本委員会からの提言を受けて、原子力発電所立地県に隣接する県又は関係周辺府県との連携について改めて検討するため、現状や全国的な取組状況を分析した。

なお、6月20日、原子力規制委員会設置法が成立したことにより、9月頃には鳥取県は現行法令上の「所在都道府県知事」「関係隣接都道府県知事」と同じ立場となる「関係周辺都道府県」として位置付けられる見込みとなり、「原子力防災指針」による「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」として、原子力防災対策の一層の強化が求められる見込みになった。

1 原子力発電所の安全対策に関する隣接する府県との取組の現状

県ではこれまでの枠組みを使い、交付金の限度額の撤廃等の原子力防災対策の推進を要望してきた。

(1) 要望活動の方法

中国地方知事会・関西広域連合・全国知事会・県単独等の要望を「別紙」のとおり実施した。

(2) 主な要望内容

- ・島根原発のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、SPEEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針(配備数等)を提示すること。
- ・UPZの導入を前提とした事業実施が可能となるよう必要な予算を確保するとともに、交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること。
- ・原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること ほか

(3) 今後の取り組み

本県特有の事項については県単独で要望し、安全基準など全般的な対策に係ることは全国知事会を通して要望するなど、要望内容により、使い分けていくことが効果的と考える。

2 原発の安全対策に関する取組に関する状況について関係周辺府県アンケート調査結果について

(1) 調査期間

5月21日～6月12日

(2) 調査方法

危機管理局長名で、事前に電話で調査の趣旨・背景を説明した上で、電子メールにより照会

(3) 調査対象

7府県(富山、岐阜、京都、滋賀、山口、福岡、長崎)の防災担当部局長

(4) 調査結果の分析等

- 既に関係周辺府県は、それぞれの方針等に沿って対策を進めおり、各府県の考え方(意向)には、かなり温度差がある。このため、関係周辺府県で新たにネットワークを整備して、国への要望を一緒に行うことは困難な状況。
- しばらくは、国や各府県の対応状況を見守っていく必要がある。
- 引き続き、中国知事会、関西広域連合、県単独等の要望活動など、既存の枠組みを活用した取

組をより一層強化していく。

⇒京都府・滋賀県とは従来から関西広域連合として連携して活動を行ってきたが、その他は連携が困難。

※共通の課題についての問題意識と情報の共有化の可能性はあるが、同一の歩調で行動（ネットワーク化）するよう働きかけることは困難と思料。

⇒立地県との連携が必要

※立地県との連携とこれまでの取組に対する配慮を重視して、発電所サイト毎に取り組んでいく。（鳥取県と島根県は、原子力防災連絡会議や原子力防災訓練等について連携して取り組んでいる。もしばらくは、国や各府県の対応状況を見守る必要がある。）

⇒新たな連携に対するニーズはなく、地方知事会や全国知事会など既存の枠組みを活用する意向が強い。

※全国知事会等の要望は、立地県を含めた要望活動となる。

(5) 主な回答の内容

【関係周辺都道府県が連携して取り組んで行くことに対する現時点での意見。その際の実行分野、方法、留意点について】

- 情報交換の必要性については、かなりの府県の共通認識となっているが、連携しての国要望については、京都府以外は賛意を示されていない。
- 関係周辺都道府県の連携には触れずに、立地県と連携した取り組みが重要との認識を回答した府県が多い。

〔富山〕全国知事会原子力発電対策特別委員会などの場において、関係周辺府県等が連携して、原子力防災等の強化に取り組むことは重要。※当該特別委員会は、立地県も構成員となっている。

〔岐阜〕原子力防災体制の構築に当たっては、立地県並びに周辺県と一体となった取り組みが不可欠。県域をまたぐ広域的な対策を講ずるためには、国による支援、調整等が不可欠。
広域的な調整については、国が主導して、関係県の支援・調整に当たるべき。

〔京都〕原子力事故時は、被害が広範囲に及ぶため、近隣府県と広域的な取組が不可欠。
関西広域連合において、関係府県との連携により広域的に対応する必要。

〔滋賀〕財政負担、被ばく医療などは関係周辺府県共通の課題であり、情報交換等の取組が効果的である。立地県との連携とこれまでの取組に対する配慮が必要。

〔山口〕それぞれ対象の原子力発電所の状況が異なり、連携して取り組むことの妥当性の判断が困難である。

〔福岡〕何の分野でどのような連携をしようとしているのか、その目的を明確にすべき。

昨年度、九州電力玄海原発立地県の佐賀県、関係隣接県の長崎県と部局長級職員による三県連携会議を立ち上げ済み、必要な知見の共有や情報交換を適宜実施。

〔長崎〕関係周辺府県には立地県と違った共通の課題があり、情報交換は必要だが、国要望には多大な時間と労力を要すると思われる。今年度は取り組むべき事業が多いうえ、国の組織改正が遅れる状況で関係周辺府県が協議し、課題に取り組むことができるのか疑問である。

島根原子力発電所に係る国要望、中国電力への申入れ、周辺自治体との会議について

平成24年6月7日

1 国への要望

(1) 鳥取県としての要望

年月日	要望先	内容
平成23年3月15日	内閣総理大臣、経済産業大臣 (※東京本部を通じて文書要望)	島根原発のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い など
4月20日	内閣府、経済産業省、民主党本部、 地元選出国會議員	原子力発電所における安全対策の強化について
7月26日	内閣府、経済産業省(原子力安全・ 保安院)、地元選出国會議員	島根原発のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害 合同対策協議会への参加 など
10月13日、20日	内閣府、文部科学省、経済産業省 (原子力安全・保安院)、地元選出 国會議員	島根原発のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害 合同対策協議会への参加、スピーディ精度の向上 など
12月20日	内閣府、文部科学省、経済産業省 (原子力安全・保安院)、地元選出 国會議員	島根原発のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害 合同対策協議会への参加、スピーディ精度の向上、防災資機材の具体的な 整備方針(配備必要数等)を提示するとともに、当該整備や住民等への情報公 開、専門職員人件費等を国が負担すること など
平成24年4月11日	内閣府、内閣官房、文部科学省、経 済産業省(原子力安全・保安院)、 地元選出国會議員	島根原発のEPZの拡大と原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たって は、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判 断すること など
5月25日	内閣官房、文部科学省、経済産業 省(原子力安全・保安院)	早急にUPZの導入を前提とした事業実施が可能となるよう交付金措置すること など

(2) 全国知事会(原子力発電対策特別委員会委員)としての要望

年月日	要望先	内容
平成23年7月6日	内閣府、経済産業省	EPZの拡大、原子力安全対策(地震対策、津波対策、モニタリング、住民避難 対策、住民・自治体への情報提供、安全協定締結等) など
平成24年12月20日	内閣府特命担当大臣(原子力行 政)、経済産業省	①原子力施設の安全対策(福島原発事故の徹底した調査・検証、安全・耐震設 計審査指針の抜本的な見直し、「ストレステスト」に関する国からの明確な説明、 安全性に関する地域住民への説明) ②原子力防災対策の強化(原子力防災指針の見直し(防災対策重点的地域の 見直し、防護対策(広域避難の課題への対応、モニタリング体制の充実、緊急 時モニタリングや緊急被ばく医療等の防災対策に必要な資機材等の整備・備蓄 等)

(3) 関西広域連合としての要望

年月日	要望先	内容
平成23年4月4日	内閣府、総務省、経済産業省	原子力発電所の一層の安全の確保対策、原子力災害対策のための体制整備 など
7月5日	内閣府、経済産業省	原子力発電所安全基準の明確化、放射線監視体制の強化と情報提供の徹底、 EPZの拡大 など
11月21日	内閣府、経済産業省 ほか	福島原発事故の早期収束と国民の不安解消、原子力発電所の安全確保と災害 対策のための体制整備 など
平成24年3月27日	内閣府、経済産業省 ほか	安全基準の明示、周辺自治体等に対する十分な説明 など
4月26日	内閣府、経済産業省 ほか	安全基準に対する原子力安全委員会としての判断・政府による説明、原子力防 災体制の早急な整備、将来のエネルギー政策の姿とそのプロセスの説明 など
5月22日	内閣府、経済産業省 ほか	政府の示した判断基準と福島原発事故を踏まえた規制基準との関係、専門の 委員会等の意見をもとにした政府における再稼働に係る判断の説明 など
5月30日	内閣府、経済産業省 ほか	大飯原発再稼働は、政府において、限定的なものとして適切に判断すること など

(4) 中国地方知事会としての要望

年月日	要望先	内容
平成23年5月30日	内閣府、経済産業省 ほか	EPZの拡大、原災法上の関係隣接県としての取扱い など
平成24年6月1日	内閣府、経済産業省 ほか	福島事故原因の徹底究明、判断基準の周辺自治体等への説明と理解、稼働に 際して周辺自治体の意見を踏まえた慎重な判断、独立性・透明性の確保された 原子力安全規制組織の設置、防災対策の充実・強化と十分な財政措置、広域 避難における支援体制の構築 など

(5) 近畿ブロック知事会

年月日	要望先	内容
平成23年12月14日	内閣府、文部科学省、経済産業省 ほか	原子力発電所における安全対策の強化について

(6) 日本海沿岸地帯振興連盟

年月日	要望先	内容
平成23年8月	内閣府、原子力安全・保安院、文部 科学省 ほか	原子力施設の安全対策及び原子力防災対策の見直しと拡充強化

2 中国電力への申入れ、安全協定の締結など

年月日	内 容	
平成23年3月14日	福島第一原発で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等についての申入れ 島根原発の津波対策実施状況について(※原子力安全保安院からも3月30日に文書指導)	
4月8日	原子力発電等に関する緊急申し入れ(関西広域連合の一員として)	
4月21日	島根原発の津波対策について現地確認。併せて津波被害を想定した訓練視察(防災局副局長外)	
4月22日	緊急安全対策の実施状況を国に報告。同日、本県にも報告。 ※緊急対策等を鳥取県に随時報告(3/17,3/24,4/8,4/13,4/22,5/2) ※津波被害を想定した訓練を実施(4/7,4/21)	
5月6日	原子力安全保安院は、島根原発を含めた全ての原発の安全対策等について妥当と判断。ただし、中長期対策については今後の確認とのこと。 ※同日、管首相は浜岡原発の運転中止を要請	
5月27日	知事から中国電力社長へ直接、申入れ 【申入れ項目】 ①福島第一原発の事故原因等を踏まえた点検等の実施 ②安全確保のための必要な対策の実施 ③安全協定の締結 ④EPZ範囲見直しへの国への働き ⑤協議の場の設置	
7月5日	第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会	【合意事項: 島根原発本部から直接鳥取県へ情報提供】 ※月1回ペースで協定締結に向けた協議を実施
8月8日	知事から中国電力社長へ直接、申入れ(関西広域連合の一員として) 【申入れ項目】 ・原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進 ③省エネルギーの取組促進 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること 知事と広島県知事とが会談し、島根県と連携して検討している島根原発事故を想定した避難対策で連携(鳥取、島根両県の避難者の受け入れ等)することなどを確認	
8月10日	第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会	【合意事項: 緊急車両の原発立入時の連絡報告ほか】
10月11日	第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会	【合意事項: 島根原発本部から直接米子市、境港市へ情報提供】
11月17日	第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会	【「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認(鳥取県等からの意見と誠実な対応を追加)等でお願ひしたいと回答】
11月25日	第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会	【「発電所の増設計画等に対する事前了解」は、事前の報告でお願ひしたいと回答】
11月26日	知事、米子市長、境港副市長会議	
11月28日	県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」	
12月15日	知事、米子市長、境港副市長会議	
12月15日	県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」	
12月25日	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等締結	
※5月27日の中国電力山下社長(現会長)への申入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。		

3 島根県及び周辺市町との会議

年月日	会議名	出席自治体及び内容
平成23年3月25日	島根原子力発電所周辺市町防災担当部長会議	出席自治体・島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町、鳥取県、米子市、境港市 → 両県、関係市町と共同、相談しながら島根原発に係る防災体制(避難のあり方等)の検討を進めていくことで同意
5月24日	第1回原子力防災連絡会議	出席自治体・島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町、鳥取県、米子市、境港市 → 検討は30km圏内とし、両県、関係市町と連携して、課題に取り組むことを確認
6月24日	第1回原子力防災連絡会議作業部会	→ 設置決定、島根原子力発電所防災訓練勉強等
7月14日	第2回原子力防災連絡会議作業部会	→ 一時集結所の選定、避難に係る課題検討等
7月29日	第3回原子力防災連絡会議作業部会	→ 初動体制の整備、住民広報・避難体制の整備、災害時要援護者の避難検討等
8月23日	第4回原子力防災連絡会議作業部会	→ 福島県現地調査報告、情報通信・初動体制の整備、中間報告案等
9月2日	第5回原子力防災連絡会議作業部会	→ 中間報告案等
9月14日	第2回原子力防災連絡会議	→ 中間報告の取りまとめ(HP公表等)
10月21日	第6回原子力防災連絡会議作業部会	→ 広域避難体制の考え方検討
12月20日	平成23年度島根県原子力防災訓練第1回主要機関会議へ参加	
平成24年2月16日	鳥取・島根両県原子力防災訓練実施(会場: OFC、鳥取・島根両県庁、関係6市庁、防災関係機関施設 ほか)	
3月19日	島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会へ参加	
3月28日	第3回原子力防災連絡会議	→ 今後の進め方等協議。島根原子力保安検査事務所・中国電力のオブザーバーとしての参加を了承等

島根原子力発電所の耐震性安全性評価における地震動評価等について

平成24年7月2日

危機対策・情報課

このことについて、6月21日、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、中国電力株式会社より、以下のとおり連絡を受けました。

中国電力は、6月19日、原子力安全・保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」において、島根原子力発電所敷地周辺の活断層の連動性等について再評価するよう指示を受けた。

1 原子力安全・保安院の指示の内容

中国電力は、原子力安全・保安院から検討を指示されていた「発電所周辺の主要な活断層間の離隔距離が約5kmを超える活断層について、その連動の可能性」に関する検討結果とその場合における津波評価結果を原子力安全・保安院に報告した。

今回、原子力安全・保安院が、その報告内容に基づき、島根原子力発電所における基準地震動（最大の揺れの強さ）を上げた場合の耐震性再評価の実施について、中国電力に指示した。

2 意見聴取会における中国電力の説明内容

(1) 再評価の条件設定

発電所の前面海域に位置する3断層の連動と断層傾斜（発電所側）を考慮し、さらに断層がずれるときの応力を1.5倍として、より厳しい条件を設定。

(2) 再評価結果

ア 地震動評価

一部の周期で、これまでの基準地震動を上回っていることから、新たな基準地震動を設定。

⇒原子力安全・保安院からの指示（新基準地震動で、耐震性を再評価し報告）

イ 津波評価

最高水位（津波）は、1・2号機施設護岸で海拔6.0m、3号機施設護岸で海拔8.7mとなり、これまでの評価（海拔5.7m）を上回るが、1・2号機の敷地高さ、3号機の防波壁高さをそれぞれ下回ることから、原子炉施設が津波による被害を受けない。

3 中国電力の今後の予定

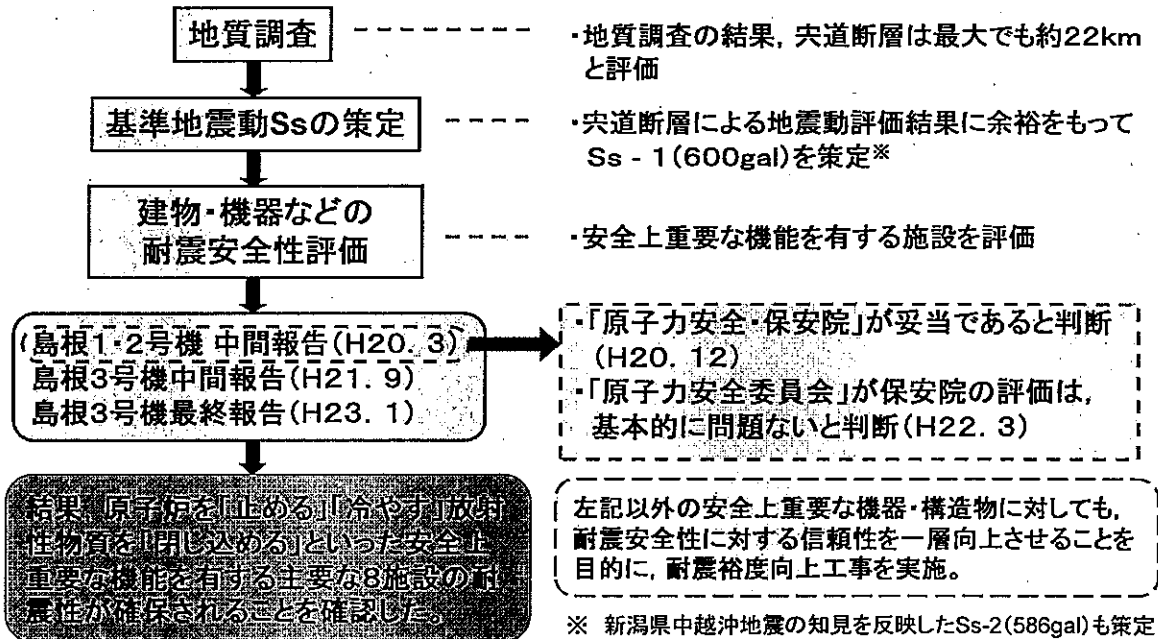
- ・今回新たに設定した新基準地震動に基づき、これまでの基準地震動を上回った周期の安全上重要な建物、構造物、設備等の耐震安全性評価を実施する。
- ・今回の耐震安全性評価結果により、1・2号機の最終報告書を作成するとともに、既に提出している3号機の最終報告書の修正を行う。

4 これまでの経緯

- H18.9.20 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂（原子力安全委員会）
※既設の発電所についても、新耐震指針に基づく耐震安全性評価を実施（耐震バックチェック）
- H19.7.16 新潟県中越沖地震
→新知見の反映についての原子力安全・保安院の指示（H19.7.20、H20.9.4）
- H20.3 1・2号機の間接報告書提出（→原子力安全・保安院）
- H23.1 3号機の最終報告書提出（→原子力安全・保安院）
- H23.3.11 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）
→新知見の反映についての原子力安全・保安院の指示（H24.1.27）
- H24.3.28、4.23 意見聴取会
→原子力安全・保安院から意見（前面海域の3断層の連動とより厳しい条件での評価）

耐震安全性評価

耐震安全性評価は、耐震安全性に対する信頼性を一層向上させることを目的に、耐震設計審査指針改訂(平成18年9月)を踏まえて、以下のステップで実施。



地質調査

- 敷地に影響を与える地震として、以下の活断層を選定。
- 選定した活断層の地震動評価結果を比較し、敷地に及ぼす影響が最も大きいと考えられる活断層を宍道断層と判断した。



【島根原子力発電所の敷地周辺の主要な活断層の連動について】
 発電所敷地周辺の活断層で、活断層間の距離が5km以上離れている断層等について、連動の可能性を検討した結果、仮に連動するものとして既に評価している断層(⑤ F-IVと⑦Fk-2の断層)を除き、新たに連動を考慮する活断層はないと評価(H24.2.29報告)したが、国の意見聴取会における意見を踏まえ、④F-III、⑤F-IV及び⑦Fk-2の3つの断層の連動を想定した地震動評価を実施。その結果について意見聴取会で審議を受けた。

※【地震動評価の結果】(H24.6.19意見聴取会)
 3つの断層の連動、断層傾斜角、不確かさ(応力降下量1.5倍)を考慮した地震動評価の結果、一部で基準地震動Ss-1(宍道断層による地震動評価結果)を上回ることから、地震動を新たに基準地震動Ss-3として設定して再評価すること。

・応力降下量…地震断層に蓄えられたエネルギーが、地震によりどれだけ解放されたかを示す量

台風4号による大雨の被害状況について

平成24年7月2日
危機対策・情報課
農 政 課
技 術 企 画 課

台風4号(平成24年6月19日)の大雨等による被害状況としては、人的被害、住家被害はありませんでしたが農林水産関係、公共土木施設、公共交通機関に下記のような被害、影響が発生しました。

1 被害状況(平成24年6月28日10:00現在)

- (1) 人的被害 なし
- (2) 住家被害 なし
- (3) 非住家被害 なし
- (4) 公共建物 なし
- (5) 農林水産関係被害
 - ・林道施設被害 2箇所
(鳥取市用瀬町赤波地内 法面崩壊、鳥取市用瀬町古用瀬地内 路肩崩壊)
- (6) 公共土木施設被害
 - ・河川(国道53号) 1件
(智頭町埴師地内土師川護岸流出)
- (7) 通行規制箇所
 - ・高速道路(鳥取自動車道智頭IC オンランプ閉鎖) →6月19日解除
 - ・国道(智頭町埴師地内国道53号 片側交互通行) →6月20日解除
 - ・県道(主要地方道倉吉江府溝口線江府町御机~伯耆町柗水高原間 全面通行止) →6月20日解除
- (8) 公共交通機関への影響
 - ・JR 19日 普通・快速は平常運行、サンライズ出雲(東京⇄出雲)等一部特急が運休
 - ・智頭急行 19日 普通・快速は平常運行、特急は午後以降運休
 - ・若桜鉄道 平常運行
 - ・路線バス 平常運行
 - ・高速バス 平常運行
 - ・航空便 19日 20:45 米子空港発予定 ANA820 便が欠航
 - 19日 21:00 鳥取空港着予定 ANA299 便が関西空港到着に変更
 - 20日 7:05 鳥取空港発予定 ANA292 便が欠航

2 県の体制

- 6月19日 11時12分 大雨警報(土砂災害)発表(智頭町)
→警戒体制(1)
- 6月19日 12時46分 大雨警報(土砂災害)発表(鳥取市南部、若桜町)
- 6月19日 16時00分 警戒体制(2)(警戒本部設置)
- 6月19日 19時53分 大雨警報(土砂災害)解除(鳥取市南部、若桜町、智頭町)
→警戒本部を解散し、注意体制に移行

【参考】主な地点での降水量(気象庁資料)

(県内の総雨量(主な場所))(6月19日0時から6月19日24時まで)

- ①鳥取市 59mm ②智頭町 100.5mm ③若桜町 71.5mm ④米子市 57mm

「鳥取型防災教育の手引き（暫定版）」の作成について

平成24年7月2日
消 防 防 災 課

鳥取県西部地震を経験した鳥取県として体系的な防災教育の普及促進のため、平成22～23年度にモデル校（4校）で実施した防災教育の実践事例を基に、東日本大震災の教訓などを加えながら、このたび教員向け防災教材として「鳥取型防災教育の手引き（暫定版）」を作成しました。

この手引きは、教育委員会と連携し、広く学校現場の意見を聞きながら、子どもの発達段階に即して、より効果的で取り組みやすい手引きに深化させ、防災教育の普及を図るものです。

1 防災教育のねらい

災害時に、児童が自らの判断で自らの命を守ることができるよう「生きる力」を育む。また、児童を通じて家庭や地域の防災意識の向上を図るとともに、将来の地域防災の担い手となる。

2 手引きの概要・特色

(1) 小学校学年別の主なねらい

低学年	学校や通学路を中心に、災害に応じた行動を理解し、家族との話し合い等により防災意識を高める。
中学年	地域の特性を踏まえ、災害に応じた行動を身につけ、家庭や地域の防災対策に目を向ける。
高学年	防災の基礎知識を習得し、家庭や地域での防災活動に役立つことができる。

(2) 手引きの主な内容・・・別紙参照

(3) 学習メニュー区分（全117）

- ・ 学年（1～6年）毎に対応した学習メニュー
- ・ 低・中・高学年の各発達段階に対応した学習メニュー
- ・ 全学年（学校行事）で実施できる学習メニュー

(4) 年間指導計画と学習メニュー（各教科、学活等）における防災教育の場面を提示

- ・ 年間を通じて継続的に防災教育を実施
- ・ 授業の中で無理なく防災知識を吸収できるよう工夫

(5) 全学習メニューに、指導案、参考資料を用意

- ・ 指導案に基づき即実施が可能
- ・ 教員独自に教材を作成・収集する負担を軽減

3 手引きの実証について

(1) 実証方法

- ・ 各学校の実情に応じて、学校で学年を指定、又は学習メニューを選択して、実証を行う（7月上旬～1月）。
- ・ この間、随時、実証結果を収集し、教育委員会と分析・修正し、手引きの改良を行う。

(2) 実証するポイント

- ・ 防災に対する児童の反応（防災への関心、集中、理解度等）
- ・ 学習メニューの構成（年間計画、学年のメニュー等）
- ・ 指導案、参考資料の内容（取組みやすさ、使いやすさ、デザイン、情報量等）

(3) 教育委員会との連携等

- ・ 平成23年度から消防防災課に防災教育コーディネーター（教育現場経験者）を配置。教育委員会と連携しながら、実証協力のための学校訪問、教育現場における意見の吸収、実証結果の分析・修正を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

7月2日	「防災教育研修会（主催：県教育委員会）」で防災教育の手引きの活用をPR
7月上旬～平成25年1月	「学校における防災教育推進会議（主催：県教育委員会、年3回予定）」において、実証結果に基づいて手引きの内容をオーソライズ
平成25年4月～	「防災教育の手引き（確定版）」を県内の小学校に配布し、教育委員会が主体となって、教育現場での防災教育の普及を進める

「鳥取型防災教育の手引き（暫定版）」の主な内容例

項目	学年	主な内容
災害を知る	1年	プールで、水流がある中を歩くことの難しさを体験する
	2年	煙体験や起震車体験で、発災時の様子を知る
	3年	動画・写真を用いた講話で、災害の特徴や被害を知る
	4年	災害について調べ、過去の災害の実態を知る
	5年	映像や実験で、自然災害の危険性を知る
	6年	映像や講話で、自然災害が発生するメカニズムを知る
安全な行動をとる	1年	ポーズを取るゲームで、災害時の初動を覚える
	2年	音楽に合わせた体操で、災害時の初動を覚える
	3年	映像やクイズで、風水害・地震・津波・火事等への対処法を学ぶ
	4年	講話やワークシートで、風水害・地震・津波・火事への対処法を学ぶ
	5年	防災ゲームで、災害時の危険を想定し自分の行動を考える
	6年	防災ゲームで、災害時の行動を考え、より良い対応について話し合う
地域を知る	1年	集団下校で、通学路の危険性を確認する
	2年	地域を歩き、地域の危険性を確認する
	3年	地域にある碑や住民の話で、過去の災害の教訓を知る
	4年	地域を歩き、危険箇所や防災設備を確認し防災マップに表す
	5年	写真や計算で、避難所の様子や混み具合を推測する
	6年	防災マップをもとに、災害時の危険回避行動を考える
日頃の備えを考える	1年	防災クイズで、災害に備えて知っておくべき事項を覚える
	2年	ワークシートで、避難リュックの中身とそれぞれの必要性を考える
	3年	ワークシートで、安全な家具の配置を考える
	4年	クイズで、応急手当の仕方を身に付ける
	5年	防災新聞を作り、防災について調査・取材したことを情報共有する
	6年	実技体験で、負傷者への応急手当や搬送方法を身に付ける

※ 各教科等（生活科、国語、算数、理科、社会、体育、図工、学級活動等）に防災教育の内容を組み込むことで、117の学習メニューを作成

【手引きの内容例】

● 年間指導計画の例(第3学年)

4 防災教育年間指導計画(3年)				
*印は出前授業利用可能				
目標	○ 災害時における危険を認識し、災害への備えとして家庭や地域でとられている対応にも目を向け、災害時には、教員や保護者など近くの大人の指示に従うとともに、自らも学校周辺や地域の特性を踏まえ災害に応じた行動の仕方を身につけ安全に避難できるようにする。 ○ 災害発生時や事後に、友達や近所の人、家族などの役に立つことができるようにする。 ○ 地域の様子や発達段階に即した災害や防災について理解できるようにする。			
月	教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
4	社 わたしのまち みんなのま 体 集合、整列、列の増減	各校の年間指導計画に即して、防災教育に関連した内容について挙げる。 特に下記内容の中から選ぶ。 1-(1)、(3) 2-(2)、(3)、(4) 3-(1)、(2) 4-(1)、(2)、(5)		
5			水ぼうさいダック 安全な避難(学活1) *避難訓練(火災)(行事1) (理体験、消火器消火見学)	
6	体 浮く・泳ぐ運動		激しい雨・風(学活0.5)	
7	理 風やゴムのひたらし 体 浮く・泳ぐ運動		救急クイズ(学活0.5) 防 火ポスター	

● 指導案とワークシートの例(第3学年・学級活動「家具の配置と固定の工夫」)

小学校 中 学年<3-(11)>

学 年	3年	時 間	学級活動(帰りの会等を利用した短学活) 「家具の配置と固定の工夫」	時 期	10月	時 数	15分
目 標		寝る部屋の家具・照明器具などの配置や固定を工夫することにより、地震時の家具の転倒・落下やそれに伴う人命危険を減らせることを知る。					
資料・準備		総務省消防庁「チャレンジ防災48」の映像25「家の中の揺れの様子」、小○シール、ワークシート「家具はいち書きこみシート」「書き込み例」(県危機管理庁消防防災課作成)					

展開

	学習活動と内容	指導上の留意点 支援(○) 評価(☆)
導 入	主な発問・指示(◇) 予想される児童の反応(・) 1 地震が起きたとき、どのくらい危険か想像する。 ◇ 地震が起きたときの「寝る部屋の様子」を見ましよう。	○「チャレンジ防災48」の映像25の中の「地震で揺れる寝る部屋の様子」の映像を見せる。
	2 自分が寝る部屋の家具をワークシートに書き込み、地震が起きたときのことを想像する。 ◇ワークシートに自分の寝る部屋の家具の様子を書いてみましょう。	○書き込みし、自分の部屋の様子を☆自分の

家ぐのはいち書きこみシート

あなたの「ねるへや」のようすを書いてみましょう。
 地震がおきたら、あふないとかんじるところがあれば、シールをはり、りゆうを 書きましよう。